

公告第51号

県営幾世橋地区土地改良事業計画概要書等の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧する。

令和7年10月6日

浪江町長 吉田 栄光



1. 縦覧事項

- ・ 県営幾世橋地区土地改良事業計画概要書
- ・ 土地改良区定款
- ・ 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準
- ・ 土地改良施設の予定管理方法

2. 縦覧期間

令和7年10月7日から

令和7年10月14日まで

3. 縦覧場所

浪江町役場 （農林水産課）